

生活 日々の生活をサポートします

ごみ



ごみの分別・出し方

●ごみカレンダーがもらえる場所は

○佐賀市役所本庁1階(総合案内・環境政策課)

○各支所

○佐賀市清掃工場及び南部中継所

○各校区公民館 ※該当地区のカレンダーのみ

●インターネットでの確認方法

○ごみの分別



詳しくはこちら

○ごみカレンダー



詳しくはこちら

○佐賀市公式スーパーアプリ

●外国人のためのごみ出しガイド

やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語、ミャンマー語、シンハラ語、ベンガル語



詳しくはこちら



会社や商店のごみは

会社・商店・事務所・飲食店・病院などから出るごみは、原則ごみステーションには出せません。これらは、収集を業者委託するか、直接、佐賀市清掃工場又は南部中継所へ搬入してください。ただし、プラスチックやビニールなど、搬入できないものもありますので事前にお問い合わせください。

佐賀市エコプラザ(佐賀市清掃工場内)

不要になったものを活かすための相談窓口、リユース品を持ち込みできます(要事前問合せ)。
※エコマーケットや施設見学、各種講座も行っています。

■開館時間: 10時~17時

■休館日: 水曜、年末年始

☎0952-33-0520



詳しくはこちら

お問い合わせは

佐賀市清掃工場(ごみ分別、直接搬入) ☎30-2430 FAX30-2494

住所: 佐賀市高木瀬町大字長瀬2369

公営住宅



市営住宅入居の申込をするには

市営住宅の空き家は、年4回(5月、8月、11月、2月)定期募集を行っています。募集の詳細については、「市報さが」「佐賀市ホームページ」等でお知らせします。

お問い合わせは
市営住宅管理室(株式会社マベック) ☎20-3205 FAX 28-4777

道路

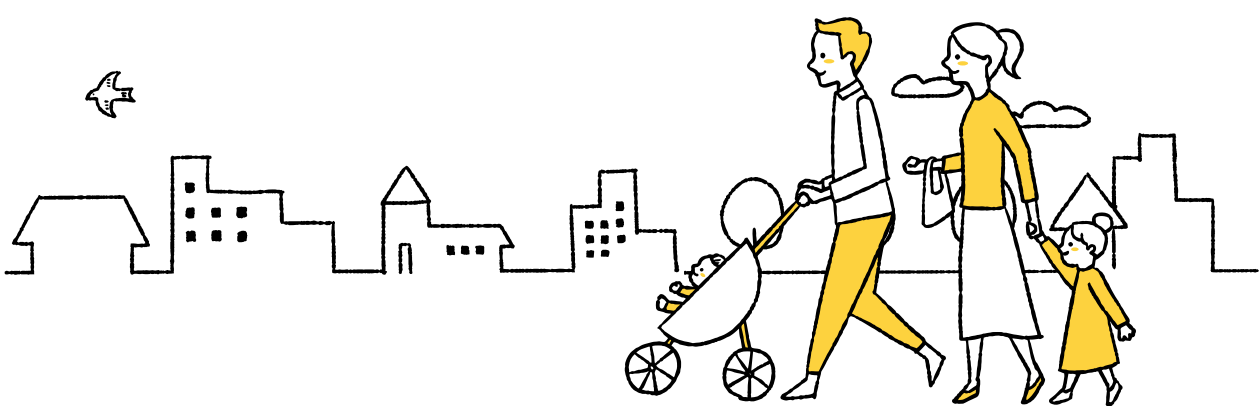


自転車を撤去されたのですが?

JR佐賀駅周辺は、自転車等の放置禁止区域に指定しており、この区域内に放置された自転車等は即日強制撤去します。撤去した自転車等は、佐賀市放置自転車等保管所に保管しておりますので、ご連絡ください。
なお、返還時に移動保管料として、自転車1,500円、原付バイク 2,000 円を徴収いたします。



お問い合わせは
建設監理課 管理一係 ☎40-7175 FAX 40-7397



市営バス



交通系ICカードnimoca、ワンコインシルバーパスなど

○交通系ICカード

- ・佐賀市営バスでは、交通系ICカードnimocaが使用できます。nimocaは交通局、佐賀駅バスセンター、バス車内において、1枚2,000円で販売しています。
- ・nimoca以外にも、SUGOCA、はやかけん、Kitaka、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPaのICカードが使用できます。

○ワンコイン・シルバーパス

- ・65歳以上の方には、1回の乗車が100円(現金のみ)になる「ワンコイン・シルバーパス」があります。70歳以上の市民の方は、12ヶ月購入の場合、15,800円の助成がありますので、1,000円で購入できます。

○1日フリー乗車券

- ・市営バスが1日乗り放題になる「1日フリー乗車券」も販売しており、全路線(大人1,000円)、指定区域内(大人350円)があります。

[購入手続き]

nimoca ※ どなたでも購入できます。(初回購入時のみ、デポジット500円必要)

ワンコインシルバーパス ※バス券についてはICカードと紙式の選択制

〈70歳以上の市民の方〉

【必要書類】

- ・購入申請書
- ・バス券(現在お持ちの方)

ICカード版

【購入場所】

- ・交通局・佐賀駅バスセンター
- ・本庁1階 市民相談コーナー

【販売価格(初回購入時)】

シルバーパスの個人負担額	1,000円
カードの預り金	500円
電子マネー	1,000円
合計	2,500円
※2年目以降は年間バス1,000円のみで購入可	

紙式

【購入場所】

- ・交通局・佐賀駅バスセンター
- ・本庁1階高齢福祉課窓口
- ・各支所市民サービスグループ窓口

【販売価格】

シルバーパスの個人負担額1,000円

〈65歳以上の市民の方〉

【必要書類】

- ・年齢を証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・バス券(現在お持ちの方)

【購入場所】 交通局・佐賀駅バスセンター

【期間・購入価格】

3ヶ月(5,200円)、6ヶ月(9,400円)、
12ヶ月(16,800円)

お問い合わせは

交通局 総務課 ☎23-3155 FAX 23-7309

その他



犬の飼い主の皆様へ

犬の飼い主は、犬の一生に一度の登録(生後90日を経過した犬)と、年1回の狂犬病予防注射が狂犬病予防法により義務付けられています。引越された場合など、犬の登録事項に変更が生じた場合も、変更手続きが必要です。また、佐賀市ではマイクロチップ情報の登録がお済みの場合でも手続きが必要です

【登録の手続き】

1. 犬を取得した場合(子犬が生まれた、譲り受けたなど)

犬を取得して30日以内に、環境政策課窓口または佐賀県獣医師会所属で佐賀市内にある動物病院で犬の登録を申請してください。(手数料3,000円 犬が生まれて間もない場合は、生後90日を経過した日から30日以内に申請してください。) 元の飼い主が犬の登録を済ませている犬を購入または譲り受けた場合は、前の飼い主から渡された鑑札を持参し、飼い主の変更届出をしてください。(変更届出は環境政策課窓口のみとなります。)

2. 飼い犬が死亡した場合

犬が死亡して30日以内に、登録の抹消が必要となりますので、環境政策課窓口へ鑑札を持参し届出をされるか、又は電話でご連絡ください。佐賀市清掃工場(高木瀬町)へ死体を持ち込む場合、あわせて上記届出の手続きもできます。

3. 鑑札や注射済票をなくした場合

環境政策課窓口で再交付の申請をしてください。(手数料は鑑札再交付の場合1,600円、注射済票再交付の場合340円です。)

【登録事項の変更手続き】

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの
転入(市外から佐賀市内へ)	変更後 30日以内	犬の所有者(飼い主) ※飼い主の変更の場合は、新しい飼い主	前住所地で発行された鑑札(※1)
転出(佐賀市内から市外へ)			佐賀市での手続きは必要ありません。佐賀市発行の鑑札を引越し先の市区町村(もしくは保健所)に持参し、転入の手続きを行ってください。
転居(市内から市内へ)			登録番号がわかるもの(鑑札や注射案内ハガキなど)があればお持ちください。
その他の変更(飼い主の変更など)			

※1 転入の場合、前住所地での登録が確認できない場合は「新規登録」となります。

【狂犬病予防注射について】

狂犬病予防注射は毎年4月頃に各校区の公民館などで行われる狂犬病予防集合注射の際に接種するか、個別に動物病院で接種してください。佐賀県獣医師会所属で佐賀市内にある動物病院で接種される場合は、登録番号がわかる鑑札、集合注射案内ハガキ等を持参していただくと、動物病院で注射済票が交付されます。(注射済票交付手数料550円※注射代は別途かかります。)

お問い合わせは

環境政策課 生活環境係 ☎40-7200 FAX 26-5901